広報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町総務課
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話91番

追加更正予算 二、三五九万円を可決

川永田横棧橋・母子健康センターなど

臨時町議会開かれる

提案理由の説明をする山本町長、後方亀井議長

伊方町議会第二十六回臨時会は六月二十七日開会され一般会計歳入歳出第三回追加更正予算、伊方町課設置条例の一部を改正する条例の制定、学校施設の建築（伊方小学校）また母子健康センターを建築することなど全議案を可決、また長雨による農作物等災害についての政府国会、県において具体的な施策を早急に確立することを決議、二十八日終了しました。

1、昭和三十八年度一般会計歳入歳出第二回追加更正予算について
2、昭和三十八年度上水道特別会計歳入歳出第一回追加更正予算について
3、昭和三十八年度物品集中管理特別会計第一回追加更正予算について
4、伊方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
5、伊方町課設置条例の一部を改正する条例制定について
6、職員の特殊勤務手当に関する条例制定について
7、通勤手当の暫定特例に関する条例の制定について
8、伊方町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
9、昭和三十八年度伊方町一般会計歳入歳出第三回追加更正予算について

追加増額された主な内容は

1、議会費 三五万円増
議員の研修に要する経費、退職記念品などが主なものです。

2、役場費 八五万円増
庁舎増築、タイプ購入費などが主なものです。

3、消防費 一一六万円増
小型動力ポンプ三台購入、外套ホースなどが主なものです。

4、土木費 一、二五五万円増
伊方漁港局部改良事業九六〇万円、伊方港大浜防波堤復旧九四万円、大成漁港護岸災害復旧一一五万円などが主なものです。

5、教育費 一七六万円増
学校建築のための設計調査委託料、二見小学校舎改築費、消火器購入費などが主なものです。

6、社会および労働施設費 一九二万円増
伊方保育所増築工事費、大浜保育所新設による諸経費が主なものです。

7、保健衛生費 四一六万円増
フィラリヤ予防対策のための、そ族昆虫駆除薬剤の購入費三〇万円、母子健康センター建築費三七一万円などが主なものです。

8、産業経済費 八二万円増
農業振興のための委託料、補助交付金また農業構造改善対策のための調査費などが主なものです。

10、昭和三十八年度伊方町上水道特別会計歳入歳出第二回追加更正予算について
主な内容は九町地区簡易水道費四〇万円、伊方上水道施設工事費一、二二〇万円です。

11、伊方町議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例制定について
12、伊方町農業委員会委員の推せんについて
町長山本長松氏、議会産業建設委員長中田弥氏が推せんされました。
13、伊方町税条例の制定について
14、長雨による農作物等災害に関する決議について
15、学校施設の建築について

子供を水の事故から守りましょう

あすの農業

農業構造改善事業指定さる

農業の近代化が目標

農業構造改善事業の地域指定申請を四月に出していましたが六月五日付で伊方町を計画地域として指定されました。農業基本法にもとずいて始められた事業で、農業の仕組を改善して労力をはぶき、所得は従来の二倍にしようと言うのがこの事業のねらいです。

(1)目的

農業は他産業に比べて収入が少なく、昭和三十六年度には他産業従事者の三分の一の収入しか上っていないといわれています。この所得の差を少なくするために、散在している土地を集団化して機械力が利用できるように農道その他の土地改良事業を行ない、山林の開発等を行ない経営の拡大を行ない、高度な技術を導入して所得を大巾に引上げることが目的とされています。

(2)事業の計画

計画の中には基本計画と実施計画があります。この計画書は今年の十二月までに作成するもので、伊方町全体を先きのべた目的に達成できるような計画書を作り、それが基本計画書になるわけです。この基本計画書の中で最も事業効果が大きく、地元負担も確実にできる地区をえらんで補助事業として取上げ、三十九年度からその事業にとりかかれるこまかい計画書が実施計画書になり、事業実施地区の指定を受けます。

(3)事業の実施

全国平均一町村あたり補助事業費九千万円、融資事業費一千万円全体で一億一千万円の事業を三カ年で実施するものですが、伊方町は全国平均より小さいので、それ以下の事業しかできません。補助金は平均の五割で、九千万円の補助事業費のうち四千五百万円は補助金があり、のこりの地元負担金の八割は融資を受けて、長期に償還できることになります。

(4)事業の推進

農業構造改善事業の計画及び事業実施が円滑に推進するために町に農業構造改善事業協議会を設置します。最もこの事業に関係の深い農協をはじめ各種農業団体の代表者で構成し、事業計画の内容を検討し、町内どの地区を実施するか等を協議会できめるものです。

(5)その他

事業費が木町では一億にもたらない状態でありますので、実施できる地区は、ごく限られると思いますが、今年度は全町にわたる農業構造改善事業の計画をたて、他の補助事業を充分活用して計画の実現に努めなければならないと思いますので、この趣旨を充分理解されて今後の基礎調査、計画樹立については勿論、われわれ自身が、真剣にこの問題にとりくんで、活路を見い出さなければなりません。

皆様方の積極的な協力をお願いいたします。

夏休みの指導について

伊方小学校教頭 宇都宮 利治

毎日学校に通っている子供たちが、家庭に帰る夏休みが目前にせまりました。

夏休みの指導について是非執筆してほしいとのことで、私見をのべさせていただきます。

夏休み中の子供の生活の場は、家庭と各地域が主であり、これらの場がそれぞれ子供を受け入れる心構えや体制を作らねばならないと思います。漫然と夏休みを迎えたのでは、指導の一貫性は生まれてはこないでしょう。

1、家庭生活

学校では休みになる前に何時間かとって休み中の生活について指導しますが、各家庭でも一度の休みには何を重点的に取りあげて行くかをはっきりときめておくことよいと思います。もちろん一人よがりの決め方でなく、参観日の懇談で受持の教師から子供の状態を聞いたり、学校から配布される印刷物を良く読んだり、家庭でのくらしの中の問題点などを考慮して

(イ)子供の生活規律や習慣形成のこと
(ロ)休み中の学習のこと
(ハ)健康の維持増進のこと
(ニ)家事手伝いその他

などについて家庭会議を開いたりしながら、押しつけずに目標をきめるとよいと思います。また何事も話し合える家庭づくりを是非やってほしいものです。東京のある中学で親に相談したい事のある子が九〇%もいて、実際相談した子は三〇%だったそうです。

2、地域づくり

子供は家と部落でくらしています。親の目は部落のすみずみまでは届きません。子供を交通事故や水の事故から守ったり、反社会的な非行少年少女が出ないようにするためには、それぞれの生活の場である部落部落で子供を守り育てる目標の設定と協力と実践が必要と思います。自分の子も人の子も同じように指導していくことです

このような組織を愛護班といっていますが、愛護班はPTAだけでなく、婦人会も青年団の方も、いっしょにこの組織の中に入っていただいて、子供を守り育てるようになると力強いものになります。とにかく、みんなの愛情と理解と協力によって、家庭や部落の生活の中で子供たちが成長し、一件の事故も起こらず楽しい夏休みにしてやりたいものです。

七月二十九日から八月六日まで フィラリア病集団検診 もれては大変全員検診を

本年も昨年につづいてフィラリア病の根絶をめざし町民の皆様に集団検診を行ない、フィラリア病流行の源となっている保虫者に徹底的に駆虫をほどこして、この病気を媒介する蚊の駆除を実施いたすことになりました。昨年は町内二十五部落のうち十二部落について集団検診を実施したのですが、その結果保虫者を発見することができ、この人達に駆虫薬「スパトニン」の投薬を行ないましたところ、全員が除虫に転換することができ非常によい効果をあげることができました。今年は昨年実施しなかった部落と保虫者の発見された部落の検診をあわせてつぎの十六部落の検診を行ない、フィラリアを絶滅して町内の皆様に安心していただきたいと考えます。作業実施の時刻は午後の九時頃からです。

満一才以上の人は全員検診を受けていただくことになっております

検診日は七月二十九日から八月六日までの八日間で終り、その後の「蚊・ハエ」駆除の薬剤散布作業にあたりまして皆様の自主的な実践によりまして、円滑に効果的におこなっていただきますようお願いします。

検診日程

七月二十九日	大浜、中之浜、仁田之浜、河内	午後九時
三十日	永田1、小中浦、中浦、亀浦、川浦、豊之浦、畑、須賀、久保、西、二見、田之浦	午後九時

— 155 —

戦没者のご遺族へ

戦没者等の妻に対する特別給付

このたび「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」が制定され、次に該当する方々に対し特別給付金が額面二万円の国債によって毎年四月と十月にそれぞれ一万円ずつ十年間にわたり支給されることとなった。

昭和十二年七月七日以降に支那事変や太平洋戦争によって負傷しまたは疾病にかかり、これによって死亡した者の妻で昭和三十八年四月一日に次のような給付を受ける権利を有する者

①旧軍人、旧準軍人、旧軍属、旧従軍文官に関する公務扶助料
②旧軍人、旧準軍人に関する特例扶助料
③軍人軍属に関する遺族年金及び特例年金
④準軍属（徴用工等）に関する遺族給与金
⑤戦死、公死自殺同様者に対する扶助料または遺族年金
⑥もとの陸海軍の軍属人等にかかる旧令共済の死亡年金
⑦従軍看護人に関する恩給法、国鉄、電電公社の各共済組合の死亡年金

この特別給付金を受けようとする者は次の三点をとりそろえ役場に提出しなければならない。

なお請求書類の受付は本年八月一日から始まります。

①請求書
②戦没者の除籍謄本
③妻の昭和三十八年四月一日における住民票の謄本
④公務扶助料、遺族年金等の支払証明書
⑤印鑑票

このほかに年金等を請求中の方や相続人が請求する場合などには別にそれぞれ必要な書類が定められてあります。

次のような方々には、この特別給付金を受ける対象にならない。

①昭和十二年七月七日以前の傷病によって死亡した者の妻

遺族援護法の改正

このたびの改正で軍属の遺族に対する遺族年金や弔慰金、また準軍属の遺族に対する遺族給与金や弔慰金の支給範囲が次のとおり改められたので、関係のご遺族は役場でご相談下さい。

一、軍属について

①満鉄社員の華北交通、華中鉄道、満州航空、中華航空、蒙疆海運、満洲電電、華北電電、華中交通、蒙疆電鉄の社員であった者の遺族
②北海道炭礦鉄道等に従事した動労挺身隊員であった者の遺族
③防空、海上監視哨等軍事任務についていた者の遺族
④特務機関の仕事（諜報業務）をしていた者の遺族
⑤満洲国遊撃隊員であった者の遺族
⑥満洲国の特殊警察であった者の遺族
⑦軍事郵便局で仕事をしていた満洲国の郵政局職員であった者の遺族
⑧宣撫工作等の仕事をしていた新民会の職員であった者の遺族
⑨中華民国（住政府）軍事顧問部の職員であった者の遺族
⑩内地や朝鮮、台湾、満洲で陸海軍の機関に勤務しておられた者の遺族で遺族給与金や弔慰金または旧令共済組合から年金給付を受けていない者
(イ)遺族給与金を受けておられる遺族で、弔慰金の支給をまだ受けていない者

二、準軍属について

①戦時中、徴用されたり軍の要請により、または国民義勇隊や、満洲国開拓青年義勇隊員であったことにより、死亡した者の遺族には現在遺族給与金が五年間を限って支給されているが、この期限がなくなり一生（権利を失うまで）支給されることになりました。
②準軍属の支給には扶養家族や所得制限など、むつかしい条件付「給付金が支給されていたが、この条件がなくなり、軍人軍属の支給条件と同じになりました。
③満洲国の部隊の軍属であった者の遺族で恩典のなかった者の中には、給与金と弔慰金を支給してよいものがなりました。
④次の方々は、この際遺族給与金や弔慰金の受給権について、役場で確かめて下さい。
(イ)今まで弔慰金を請求して「退職して三年以上経過後死亡」等の理由で却下されたことのあるものの遺族
(ロ)内地や朝鮮、台湾、満洲で陸海軍の機関に勤務していた者で退職して三年以上経過後死亡」等の理由で却下されたことのあるものの遺族
(ハ)軍人、準軍人であった者が自宅に帰ってから、二年以内（結核精神病については六年以内）に死亡された場合、その病気が部隊で出役中にかかったことが明らかなものの遺族

三、内地部隊（朝鮮・台湾・満洲を含む）勤務の軍人、準軍人について

①遺族給与金を受けておられる遺族で、弔慰金の支給をまだ受けていない者
②準軍属の支給には、扶養家族や所得制限など、むつかしい条件付「給付金が支給されていたが、この条件がなくなり、軍人軍属の支給条件と同じになりました。
③内地、朝鮮、台湾、満洲の部隊の軍属であった者の遺族で今まで恩典のなかった者の中には、給与金と弔慰金を支給してよいものがなりました。
④次の方々は、この際遺族給与金や弔慰金の受給権について役場で確かめてください。
(イ)今までに弔慰金を請求して「退職して三年以上経過後死亡」等の理由で却下されたことのあるものの遺族
(ロ)軍人、準軍人であった者が自宅に帰ってから、二年以内（結核精神病については六年以内）に死亡された場合、その病気が部隊で出役中にかかったことが明らかなものの遺族

人

婚姻
（5月20日～6月19日）

出生
（5月20日～6月19日）

死亡
（5月20日～6月19日）

行政苦情相談のお知らせ

相談員は井上さん

お役所仕事で、皆さんの生活に直接かんけいのあることで

◎お困りのこと
◎あして貰いたいこと
◎どうして貰いたいこと

なんでも結構です。その解決や実現のお話をさせていただきます。（または役場）にご相談にお越し下さい。個人の秘密は完分ご注意いたします。

苦情相談として次に出版っているものの例をあげると次のとおりです。

1、農給その他国の給付金の裁定
2、生活保護など国の各種扶助のこと。
3、国税の徴収、賦課のこと。
4、国有財産の貸付や払下げのこと。
5、国民年金、健康保険、船員保険、厚生、労働保険のこと。
6、農地の転用、払下げの問題、農業共済関係のこと。
7、郵便局、国鉄、電信、電話、専売公社の取扱業務のこと。
8、造林、開墾、開拓事業のこと。
9、災害復旧、河川改修、土地改良事業、道路事業のこと。
10、育英資金、国民金融、中小企業、件家金融のこと。
11、その他なんでも相談に応じます。

△申し出の方法▽

苦情の申し出の方法は、直接口頭で申し出ても、電話でも、手紙でもよく、その形式を問いません。また、その申し出が直接苦情をあっている者からなされるならば個人でも、団体でも差支えありません。

なお現在毎月二十日に心配ごと相談所たされていますが、当日会場の方へもまいりますからお出でをあっている者からなされるならば個人でも、団体でも差支えありません。

相談員たされていますが、当日会場の方へもまいりますからお出でをあっている者からなされるならば個人でも、団体でも差支えありません。

愛媛県総務部人事課
行政相談委員井上敏氏です。
日毎日中前（竹内保健所前）です

相談員は次の方です

季節のしおり

夏まけしやすい時期になりました。これは、温度や湿度や気圧の変化という刺激が、からだの働きの調和を乱すためです。

健康な人でもなる時期なのですから、病人にとっては、つゆのあとの暑さに耐りつけるお気は、なおのこと負担になります。わかりきったことですが家内の風通しをよくし、まくらべの整頓をしてあげます。扇風機は直接当ってすぐに一度壁に風を当ててから送ってくるようにすると広い部屋に刺激の少ない風がきます。また、ガラスの器やコップに、野山や庭の花を一輪ポッカリ浮かべると、涼し気な上にとてもきれいです。

水遊びの季節になりましたが、水泳に行かせる時は、必ず場所と時間とグループの名前を聞いておきます。この聞かれるということだけでも、子供なりに責任を感じるものです。一番いけないのは、姿が見えないから、どこかへ行ったんだろうという親度の家庭の無関心です。水泳に限らず、登山ハイキング、観光街へ遊びになどという時でも、帰宅予定時間は必ず聞いておきましょう。

一方、夏休みとはいえ、受験勉強の補習授業のために、塾々と机に向かっている子供もいます。

高校生にでもなれば、意地も出てくるし、体力もあるのですが、小、中学生は自分の体力の限界がわかりませんし、緊張のために病神的にも疲れやすくなっています。一週に一度くらいは、友だち同志で遊びに行くようにしむけてやるほうが気分転換になります。

暑いからといって裸は逆効果。夜間に目覚めて、熱帯こうだとはいいますが、実際はシャツ一枚でも寒くて、ねぞうが悪くなります。

ことに赤ちゃんは、暑いかどうか、ねぞうはどうかなどを、よく見てあげてください。

また、赤ちゃんは、寝つく時などにビッショリと汗をかいています。寝かせる前に、ガーゼとか海地のタオルを背中に当てておき、眠ってからそっと抜き取るようにしてやるとよいでしょう。

つゆあけの天気の日には、押し入れの湿気をはらい、フトン類を干しましょう。衣類、革製品、掛軸、書類など、カビの生えることもありますから、半日くらいの余裕をみて、全部手入れをしておきます。

お礼

東子和郡野村町の中筋中学校長として活躍されている阿部初男氏（当町九町出身）より千円、また大阪府三島郡三島町味西下二八五ノ七九番地に住いて住友金属に勤めの上田熊雄氏（当町九町上田熊雄氏令弟）より千円それぞれ広報編集の費用にと御寄附いただきました。紙上より厚くお礼申上げますとともに御健康を祈ります。

小中高生のみなさん

公明選挙ポスターをかいてください

私たちの生活を楽しくしあわせにするためには、政治を正しくすることにしなければなりません。そして立派な政治の実現には、明るく正しい選挙が必要です。

そこで、公明選挙のポスターを次代の有権者である国の宝、生徒の皆さんにかいてもらい、公明選挙実現の一助とするものです。

一、趣旨

のをかいてください。

二、応募規定

1、内容＝公明選挙を実現するもの
2、応募資格＝全国小学校児童、中学校、高等学校生徒（一人一点自作のこと）
3、提出先と締切日＝九月二十日までに伊方町選挙管理委員会に提出して下さい。
4、色と形＝原則として四色以内形は自由です。
5、その他＝作品の裏面に住名、学校名、学年、氏名を必ず記入してください。

税務署よりのお知らせ

せいぜい ご利用下さい

総務署では、毎月十日（五、十五、二十五日）を一般の相談日として午前九時から午後五時まで税務署において、国税全般について相談を行なうことになりました。

この相談は、匿名相談であり、誰でも気軽に相談が出来るようになっておりますから御遠慮なく相談にとられるよう望んでいます。

なお五の日が日曜、祭日にあたるときはその翌日に行ないます。